

地方税法等の一部を改正する法律の概要

総務省

○ 改正対象となる法律

- ① 地方税法(昭和25年法律第226号)〔原則 平成27年4月1日・平成28年4月1日施行〕
- ② 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律(平成24年法律第69号)〔原則 平成27年4月1日施行〕
- ③ 地方税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第4号)〔原則 平成27年4月1日施行〕
- ④ 国有資産等所在市町村交付金法(昭和31年法律第82号)〔原則 平成27年4月1日施行〕
- ⑤ 地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)〔原則 平成27年4月1日・平成28年4月1日施行〕

1 地方法人課税

〔平成27年4月1日・平成28年4月1日施行〕

◎ 法人事業税の所得割の税率引下げ及び外形標準課税の拡大等

- 資本金1億円超の普通法人に係る外形標準課税(付加価値割、資本割)を、2年間で、現行の4分の1から2分の1に段階的に拡大。(現行1/4→²⁷3/8→²⁸1/2)

※ 国・地方を通じた法人実効税率：現行34.62%→²⁷32.11%(▲2.51%)→²⁸31.33%(▲3.29%)

[標準税率]	現行	平成27年度	平成28年度以降	
所得割	7.2% (4.3%)	6.0% (3.1%)	4.8% (1.9%)	* 括弧書きは、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率。
付加価値割	0.48%	0.72%	0.96%	
資本割	0.2%	0.3%	0.4%	

*1 所得割の軽減税率についても比例的に引下げ。

*2 地方法人特別税の税率を、所得割の税率の引下げに合わせて見直し。(規模は現行同様)

【地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の改正】

- 法人税における所得拡大促進税制と同様の要件を満たす法人について、給与増加分の負担を軽減。
- 事業規模が一定以下の法人について、2年間に限り外形標準課税の拡大による負担増を原則2分の1に軽減。
- 資本割の課税標準である資本金等の額が資本金と資本準備金の合計額を下回る場合、当該額を課税標準とする。また、法人住民税均等割の税率区分の資本金等の額を資本割の課税標準に統一。

2 消費税率10%への引上げ時期の変更等

〔原則 平成27年4月1日施行〕

◎ 地方税・地方交付税に係る税制抜本改革法についての措置

- 消費税率(国・地方)10%への引上げ等の施行日を平成27年10月1日から平成29年4月1日に変更。
- 消費税に係る地方交付税率を変更。
(現行：²⁷20.8% ²⁸以降19.5% → 改正：²⁷・²⁸22.3% ²⁹以降19.5%)
- 税制抜本改革法(地方)附則第19条第3項を削除。
- 地方消費税の社会保障財源化分に係る経過措置等所要の措置。

【社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の改正】

◎ 住宅ローン減税の延長

- 個人住民税における住宅ローン減税の拡充等の措置について、対象期間を平成31年6月30日まで1年半延長。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填。

3 車体課税

(平成27年4月1日施行)

◎ 自動車取得税における「エコカー減税」の見直し

- 平成32年度燃費基準への置き換えを行うとともに、平成32年度燃費基準未達成の現行エコカー減税対象車の一部を、引き続き減税対象とする措置を講じ、2年延長。

例：乗用車

〔現行〕(適用期限：H27.3.31)

内容	対象車
非課税	電気自動車等
	H27年度燃費基準+20%達成
80%軽減	H27年度燃費基準+10%達成
60%軽減	H27年度燃費基準達成

〔H27.4~〕基準切替えと重点化

内容	対象車
非課税	電気自動車等
	H32年度燃費基準+20%達成
80%軽減	H32年度燃費基準+10%達成
60%軽減	H32年度燃費基準達成
40%軽減	H27年度燃費基準+10%達成
20%軽減	H27年度燃費基準+5%達成

※ ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る。

◎ 軽自動車税の見直し

- 一定の環境性能を有する軽四輪等について、グリーン化特例(軽課)を導入。

例：軽乗用車 [H27.4~]

内容	対象車
税率を概ね75%軽減	電気自動車等
税率を概ね50%軽減	H32年度燃費基準+20%達成
税率を概ね25%軽減	H32年度燃費基準達成

※ 「電気自動車等」：電気自動車及び天然ガス自動車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)とする。

※ ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る。

- 二輪車に係る税率の引上げ時期を平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年延期。

【地方税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第4号)の改正】

4 ふるさと納税

(原則 平成27年4月1日施行)

◎ 特例控除額の拡充 (平成27年中に支出する寄附金(平成28年度分の個人住民税)から適用)

- 個人住民税のふるさと納税に係る特例控除額の上限を所得割額の1割から2割に拡充。

◎ 申告手続の簡素化(「ふるさと納税ワンストップ特例」の創設)

- 確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、確定申告をせずにワンストップで寄附金税額控除を受けられる特例を創設。

5 固定資産税等

(平成27年4月1日施行)

◎ 固定資産税等(土地)の負担調整措置

- 現行の仕組みを3年延長。

※ これに伴い、国有資産等所在市町村交付金について所要の措置。【国有資産等所在市町村交付金法の改正】

◎ 不動産取得税の特例税率等

- 住宅及び土地に係る税率の特例措置(4%→3%)を3年延長。
- 宅地評価土地に係る課税標準の特例措置(2分の1)を3年延長。

6 地方たばこ税

(平成28年4月1日施行)

- 旧3級品の製造たばこに係る特例税率を平成28年4月1日から平成31年4月1日までの間に4段階で縮減・廃止等。

7 狩猟税

(原則 平成27年4月1日施行)

- 有害鳥獣捕獲従事者の確保を目的として、以下の者の狩猟者登録に係る軽減措置を平成30年度まで実施。
 - ・ 対象鳥獣捕獲員→非課税(現行税率2分の1)
 - ・ 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者→非課税(新設)
 - ・ 有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲の従事者 → 税率2分の1(新設)

8 主な税負担軽減措置等

(原則 平成27年4月1日施行)

- 新幹線鉄道に係る固定資産税の課税標準の特例措置の対象路線に北海道新幹線を追加。
- 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく勧告の対象となった特定空家等に係る土地を固定資産税の住宅用地特例の対象から除外。
- 以下の特例措置等について、わがまち特例を導入した上、延長。
 - ・ 都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置(固定資産税・都市計画税・不動産取得税)〔2年延長〕
 - ・ 管理協定が締結された津波避難施設に係る課税標準の特例措置(固定資産税)〔3年延長〕
 - ・ 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置(固定資産税)〔2年延長〕
- 買取再販事業者が既存住宅を取得し、2年以内に一定のリフォームを行った上で個人に販売した場合、不動産取得税の税額を減額する特例措置を創設。
- Jリートに係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、対象施設に物流施設を追加した上、2年延長。
- 軽油引取税の課税免除の特例措置について、その一部を廃止等の上、3年延長。

9 納税環境整備

◎ 地方税における猶予制度の見直し (平成28年4月1日施行)

- 地方分権を推進する観点から一定の事項については条例で定める仕組みとした上で、国税における昨年度の改正を踏まえ所要の見直し。

◎ 個人住民税等の還付加算金の起算日の見直し (平成27年4月1日施行)

- 所得税の還付申告等に基因する個人住民税等の還付加算金の起算日について、所得税が過納となった場合と概ね一致させるよう見直し。